

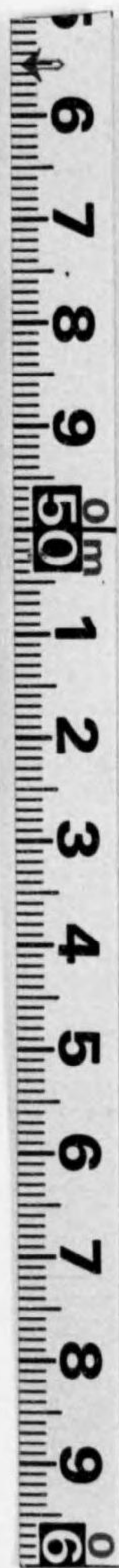
14.2イ-478



\*1200600100664\*

14.2イ

478



始



26. 7. 2

25927  
か

14.2

478

南支那及南洋調査第二百三輯

蘭領印度に於ける金融狀況

附 英領北ボルネオ金融概況

臺灣總督官房調査課

寄贈  
6.7.13  
帝國圖書館



一、本篇は臺灣銀行パタピア支店の調査に成るものである。

一、本書は執務閱覽の便を計り筆寫に代るに印刷を以てしたるに止まり敢て公刊せんとするものではない。

昭和六年四月

臺灣總督官房調査課



1421-478

蘭領印度に於ける金融狀況

目次

發行所寄贈本

一 在留邦人の利用し得べき金融機關……………一

二 銀行以外の金融機關(特に邦人の利用し得べきものにして附記)……………三

三 金利……………六

四 金融界の狀勢……………九

五 外國爲替……………一〇

六 爲替相場の建方……………一三

七 爲替相場……………一四

(最近十箇年及最近一箇年月別のもの)

附 英領北ボルネオ金融概況……………一六

## 蘭領印度に於ける金融狀況

### 一、在留邦人の利用し得べき金融機關

當領に於ける金融機關中主要なるものを(一)和蘭銀行、(二)本邦銀行並に、(三)外國銀行の三つに分ち、此に對する在留邦人の利用狀況を略述すれば、

#### (一)和蘭銀行

當領に於ける和蘭銀行の主要なるものは、

- (1) 爪哇銀行 De Javasche Bank.
- (2) 和蘭貿易會社 Nederlandse Handel Maatschappij.
- (3) 蘭領印度商業銀行 Nederlandsch-Indische Handelsbank.
- (4) 蘭領印度割引銀行 Nederlandsch-Indische Es-compto Maatschappij.

にして、主として當領對和蘭並に其他の外國貿易に當り、一面には爲替銀行としての業務を營むも、他面にては企業並に商業に對する金融機關として活動して居る。

此等蘭銀行は、領内に於ける送金、當座預金、取立事務、信用狀取次其他一般銀行業務に關する

蘭領印度に於ける金融狀況

限りに於ては本邦會社、銀行等に利用せられ居り、特に蘭領印度割引銀行に對しては、農園金融の便宜を受け居れる邦人經營會社少尠からざるも、一般在留邦人としては、未だ利用し居れる形跡少なきが如し。此れ當領に對する邦人の發展尙新しき爲め、和蘭語による取引をよくし得ざること、竝に信用状態未だ認められざること等に依るが、和蘭銀行は一般に金利割安なるを以て、將來相當利用し得らる可き餘地あるものと思惟せらる。

(二) 本邦銀行

本邦銀行中當領に支店を有するものは左記四行

- 橫濱正金銀行 スラバヤ、スマラン、バタビアに支店あり
- 臺灣銀行 スラバヤ、スマラン、バタビアに支店あり
- 三井銀行 スラバヤに支店あり
- 華南銀行 スマランに支店あり

にして、當領に於ける對日爲替取引に従事し居るが、在留邦人に對しては諸預金、送金、當座貸越、貸付金、手形割引、爲替事務並に信用状等一般金融事務につき、至大の便宜を與へ居れり。

(三) 外國銀行

以上の外、外國銀行として當領に支店を有するものは、

- 香港上海銀行(英) The Hongkong & Shanghai Banking Corporation.
- 渣打銀行(英) The Chartered Bank of India and Australia.
- 有利銀行(英) The Mercantile Bank of India.
- 和豐銀行(支那) The Ho Hong Bank.

は主として當領對所屬國貿易に伴ふ爲替業務に従事し居れるものにして、直接在留邦人に利用せられ居らざるものなり。

一、銀行以外の金融機關 (特に邦人の利用し得べきものに関して附記)

當領に於ける銀行以外の金融機關と云へば、主として對土人の金融を目的とするもので、其の主要なるものとして官營質屋を挙げねばならぬ。

官營質屋

元來、當領官營質屋は、支那人、アラビヤ人等の高利に苦しむ土人を保護する爲に設けられた制度にして、最初一九〇一年四月爪哇の一部に於て、試験的に實施せられたが好成績を得たので、一九〇三年爪哇全島に、次で一九二一年には外領全部に迄實施することとなりたるものにして、蓋し當領官營事業としては最も成功せるもの、一つである。

蘭領印度に於ける金融狀況

質入物には、其品質につき多少の制限は設けてあるが、原則としては持ち運び出来る物品にして、價格拾仙以上のものは質入することを得となし、質物査定價額は市價を標準とし、質物に對する最高借入金に就ては理事監督の下に鑑定官吏が此を定むることになつて居る。

又質流れとなつた質物は、之を競賣に附し、元利を差し引きたる金額は之を壹箇年間保存し置き、質入者に返還されることになつて居る。

尙此制度設定に當り官營主意の徹底を計るため、一九〇一年罰則を設け、凡て抵當物を擔保として百盾以下の金錢若くは物品を貸與することを禁止する旨を布告した。

貸出金に對する利子歩合並に期限は左記の通りである。

(一九二八年三月二十九日法令第八一號を以て變更の分)

借入金額	利率	期限
拾仙以上貳拾五盾迄	期間十五日に對し 壹盾及其端數毎に貳仙	百三十五日
貳拾六盾以上五拾盾迄	壹箇月	六箇月
五拾壹盾以上七拾五盾迄	同	九箇月
七拾六盾以上百盾迄	同	十二箇月
百一壹盾以上	同	十二箇月

一九二九年度に於ける統計局調査に依れば、蘭領全般に於ける質舗數は四百三十三にして、同年末に於ける貸出總額七二、七二三、三〇〇盾、猶同年度に於ける營業實狀を表示せば左の通りである。

地方別	西部爪哇	中部爪哇	東部爪哇	外領	總計
質舗數	六四	一四一	一六一	六七	四三三
入質貸出高數	九三六、一〇〇件 三九五、九八〇盾	二一〇、五〇〇件 七〇、三二五、〇〇〇盾	三三六、一〇〇件 七、八二六、〇〇〇盾	二四七、五〇〇件 九、五二〇、〇〇〇盾	五五七、七〇〇件 二〇、一〇一、〇〇〇盾
請出同收高數	八、一五五、〇〇〇件 三、四七九、七〇〇盾	一七、九七、八〇〇件 六、〇五七、一〇〇盾	一九、五九、四〇〇件 六、六三三、七〇〇盾	二〇、七九七、〇〇〇件 六、四三三、一〇〇盾	四七、八三三、〇〇〇件 一、七九七、〇〇〇盾
繼續再質數	九一、三〇〇件	一、七〇、五〇〇件	二、三九、六〇〇件	三三、一〇〇件	五五、八三三、〇〇〇件
競賣貸出元高數	七、五五〇件 三、五二九、〇〇〇盾	一、五一〇、一〇〇件 四、四七七、〇〇〇盾	一、七二七、一〇〇件 六、四三三、〇〇〇盾	二、九六〇件 一、七三〇、一〇〇盾	四、七四〇、一〇〇件 一、五七〇、一〇〇盾
競賣貸上高數	三、八八八、〇〇〇盾	五、四三三、〇〇〇盾	七、七八四、〇〇〇盾	二、一〇九、〇〇〇盾	一八、一八〇、一〇〇盾
處分による剩餘金	七九、三〇〇盾	一、八七〇、〇〇〇盾	一、四一〇、〇〇〇盾	六、一四〇、〇〇〇盾	四、三六〇、〇〇〇盾
一九二九年末貸出殘高	一四、二七六、〇〇〇盾	一四、一四〇、一〇〇盾	一七、六六六、〇〇〇盾	六、九三九、〇〇〇盾	三、一四三、〇〇〇盾

前掲官營質屋の外、對土人の金融を目的とするものには、此外爪哇各州並に外領に於て不動産抵當による金融をなす分州銀行 (Ardeings Bank) 現在數八十九行)、村落に於ける信用機關としての村落銀行 (Desa Bank) 現在數六千二百七十三行) 並に米穀融資を目的とする米穀銀行 (Desa Paddy Bank) 現在數五百八十七行) 等あり。單に營利を目的とせず、収益は之を積立金とし専ら土人の福

蘭領印度に於ける金融狀況



利増進に努め居れり。

併て此等の金融機關は、何れも當領政廳が土人のため零細なる資金の需給を爲すに止まり、在留邦人の利用し得べき程度のものに非ず。

只近年邦人在留民間相互出資により小規模ながら金融機關の企圖せらるるものあり。スマランに於ける交正組合（一九二七年設立相互出資金三〇、〇〇〇盾）、スラバア、バタビア各地に無盡講類似の組合あるも、現状に於ては根底あるもの甚く、信用確實にして一般在留民に利用せらるる認めらる可きもの無し。

### 三、金 利

當領に於ける金利は、從來中央銀行たる爪哇銀行の調節するところなるが、一面に於ては貿易關係等より歐米金融市場の影響を受くることも多かりしため、銀行利率は比較的低位なりしも、取引を主とする金融機關にありては、貸出金額の零細なること竝に手數煩雜なるため比較的高利となり居れり。

左に各種利率を列擧すれば、

郵便貯金 二分四厘

分州銀行當座預金 二分乃至四分

同上 貯金利率 四分

定期預金利率 六分

分州銀行貸付利率 一割二分乃至一割八分

米穀銀行貸付利率 一割五分乃至一割八分

官營質屋 一割二分乃至七割五分

市中銀行

和蘭人銀行

支那人銀行

邦人銀行

特別當座預金 無し

無し

三分六厘乃至四分五厘

當座預金 二分

二分

二分

定期預金 三箇月 三分  
六箇月 三分五厘  
十二箇月 四分

二分

四分  
四分五厘

貸付金 七分乃至九分

七分五厘乃至一割

七分乃至七分五厘

當座貸越 六分乃至九分

七分五厘乃至一割

七分乃至七分五厘

爪哇銀行公定利率（一九三〇年三月十四日改定）

#### 一、割引利率

蘭領印度に於ける金融狀況

蘭領印度に於ける金融状況

- イ、三人以上の署名ある爲替手形(最低利息計算日数を十日とす) 四分五厘
- ロ、爲替手形、郵便爲替及約束手形にして、個人又は蘭領印度に設立せられたる會社の裏書せる、二名以上の署名あるもの(最低利息計算日数を十日とす) 六分
- ハ、銀行の發行せる信用状により振出されたる爲替手形(最低利息計算日数を八日とす) 四分五厘
- 「備考」 期日九十日以上のもの若くは延期されたるため九十日以上のものとする可き爲替手形約束手形等の割引率は $\frac{1}{2}\%$ 増とす
- ニ、政府競賣約束手形
  - ア、銀行支店所在地が支拂地となり居るもの(最低利息計算日数十日、利息一盾未満は切上) 三分五厘
  - イ、銀行支店所在地以外の場所(但し爪哇及マツラ島内)が支拂地となり居るもの(最低利息計算日数十日利息一盾五十仙未満は一盾五十仙に切上) 四分五厘
  - ウ、三十日間の利息計算日数を加算さるゝ外領が支拂場所となり居るもの(最低利息計算日数四十日利息二盾五十仙未満は二盾五十仙に切上) 四分五厘
- ホ、外國を支拂場所とする蘭領印度通貨による爲替手形(最低利息計算日数を十日とす) 四分五厘
- 二、擔保付當座貸越利率
  - 爲替手形 四分五厘
  - 約束手形 ※六分五厘
  - 政府競賣約束手形 四分

公債、株式	※四分五厘
地金銀	四分
砂糖、米	四分五厘
右以外の輸出物産	五分
輸入商品	六分
備考	

※記號の利息は其月中に於ける貸越金額最高殘高に對する $\frac{1}{100}$ を以て最低徵求額とす。  
 ※記號の分は爪哇銀行當座勘定取引規定第二十五條による最低額を適用するものとす。

四、金融界の情勢

蘭領印度に於ける金融は、中央銀行たる爪哇銀行統制の下に從來順調なる發達を遂げて居る。今年一年を通じての情勢を觀察するに、其間繁閑の二期があつて、大體に於て農作物(特に砂糖)出廻期なる六月以降十一月頃迄は、地方物産の買付や、農園に於ける貸銀支拂等のため、金融市場は繁忙を極め、爪哇銀行の發行額も増額せられるのであるが、此に反し十二月頃より翌年五月頃迄は農作物に對する貸出も順次回收せらるゝこととなり、土人の購買力も旺盛なる結果、賣掛金の入金も多く、自然銀行の手許も潤澤になるので、此季節には金融界は緩慢となるのである。

蘭領印度に於ける金融状況

農作物の出廻りたる金融繁忙期には、市場金利も高氣配を示し、「盾」爲替も一般に強調味を呈するが、緩慢期には各都市に夜市（バツサル・マラン）の催しが行はれ、セントニコラス祭を初めクリスマス、支那人正月、土人正月等土人の買入見越の輸入が多くなり、爲替銀行は輸入手形の入金により餘剰資金の處置に苦しむと云ふ譯で、此期には金利も下降氣配を示し、「盾」爲替も弱含みとなるのである。

上述季節による金融の繁閑は、大體に於て例年規則正しく繰返されるのであるが、然し乍ら一九二九年の如く早魃に基く物産の出廻り遅延、或は最近の如く外糖壓迫による爪哇糖の輸出不振等は直に市場を狂はすこととなり、加之戦後當領爲替市場の發達に伴ひ、歐米金融市場の影響を受くることも敏感となつて居り、當領金融の情勢は從來の如く一概に論ずることは困難である。

## 五、外國爲替

當領に於ける和蘭銀行は一面、外國爲替事務に従事するが、他面農園の經營にも當つて居るので、前述金融繁忙なる輸出物産出廻りに於ては、爲替銀行として輸出手形の買取をなすこと勿論なるも、其れ以上に農園貸出回収による資金餘裕をもつて居るので、常に資金の供給側、即ち爲替の買手となるが、一般外國銀行は歐洲市場から資金を取り寄せる必要上、此和蘭銀行に對し「倫敦向爲替」又は

「阿姆斯特ダム向爲替」を賣るので、此の期には「盾」爲替は強調を保持する次第なるが、緩慢期には反對に爲替銀行は手許餘剰を歐洲市場へ回金しやうとするので、爲替市場は賣手に乏しく、此期は「盾」爲替軟弱を呈するのが原則となつて居る。

尙此の物産手形出廻り關係の外に最近今一つ阿姆斯特ダムに於ける資金の集散が爪哇爲替を動かす一つの「ファクター」となつて居ることに注意せねばならぬ。

歐洲大戰により交戦國の多くは財政疲弊と政局不安定のため、一時投資市場を阿姆斯特ダムに奪はれたことは一般に認められた事實であるが、此傾向は今日でも尙熄まず、特に獨逸に於ける兩極思想の衝突に基く政情不安は、絶えず對和蘭への資金流出傾向を助成し、此資金集中は和蘭に於ける金利低下を來さしむる結果、倫敦への資金移動を喚起することとなる。此際阿姆斯特ダムに資金集中の傾向あるときは、「盾」爲替は母國爲替の影響を受け昇騰し、倫敦市場金利高のため同市場へ資金流出の氣配あるときは、「盾」爲替下落の傾向を示す次第なり。

終に、對日爲替は主として、日英クロス並に日米クロスの高下に影響されるが、一九三〇年一月本邦金輸解禁以來爲替相場は大體一二三乃至一二四見當に持合、値開き甚くなり、貿易商は、從來の如く相場の激變により不慮の損失を見ることなく、安定せる採算の下に貿易をなし得る状態にあり。

尙近年當領の對日貿易は、毎年約四千萬乃至五千萬盾程度の入超となり、此超過資金は爲替出合の關係上倫敦を経由して本邦へ回金せらるゝのであるが、其際倫敦爲替の買が行はれるので、「盾」爲替に取りては弱材料の一つである。

### 六、爲替相場の建方

當領爲替は主として母國並に倫敦兩市場の影響を受くる關係上、爲替相場を建つるに當りても、採算の基礎は和蘭本國「ギルダー」及英貨「磅」に置かるゝ場合多し。尤も、戦後日米兩國が蘭印の貿易に割込み來たれるため、「圓」並に「米弗」も當領爲替裁定の上に重要な地位を占むることとなりたるも、其後對米關係に於ては護謨、對日關係に於ては砂糖の輸出激減したる結果、本兩國との貿易は自然片爲替の傾向となり、輸入爲替の代り金は出合の關係上倫敦を経由して本國へ回金せらるゝ場合多きため、結局市場は和蘭「ギルダー」並に「磅」を基準(Base)として裁定せらるること多し。當領に於ける爲替相場は、各國向とも全部支拂勘定建方によるものにして建方左の通り。

(1) 「阿姆斯特ダム」向 蘭貨百「ギルダー」に付蘭印盾

阿姆斯特ダム市場よりの爪哇向爲替相場入電を得て、和蘭銀行はバタビアに於ける輸出入手形並に資金關係を考慮し、各自その立場(Position)を斟酌して相場を建てるのである。

(2) ロンドン向 英貨壹磅に付 盾

ロンドン アムステルダム間の Cable Money 入電を待ち、此れに前項和蘭向相場を乗じて相場を算出す。

- (3) 紐育向 米貨百弗に付 盾
- (4) 日本向 日貨百圓に付 盾
- (5) 新嘉坡向 海峽弗百弗に付 盾
- (6) 孟買向 印度留比百留比に付 盾
- (7) 上海向 上海兩百兩に付 盾
- (8) 香港向 香港弗百弗に付 盾
- (9) 厦門向 厦門弗百弗に付 盾

以上 (3)乃至 (6)に記載の紐育、日本、新嘉坡並に孟買各地向爲替相場は、何れも「磅」を基準として、各地に於ける倫敦向爲替相場とによりて算出裁定される。

又 (7)乃至 (9)に記載の上海、香港並に厦門向爲替相場は、夫々當該地に於ける對日、對英又は對米相場の入電により採算裁定せらる。

尙當領に於ける各地向爲替相場は、蘭領印度銀行組合の規定により、一般商人に對する取引に於

蘭領印度に於ける金融狀況

ては左記刻みより以下の刻みを附することを得ざることとなり居れり。

和 蘭 向	和蘭貨百「ギルダー」に付	1/8 盾
倫 敦 向	英貨壹磅に付	一仙 1/4
紐 育 向	米弗百弗に付	1/4 盾
日 本 向	日貨百圓に付	1/8 盾
新嘉坡向	海峽弗百弗に付	1/8 盾
印 度 向	百留比に付	1/8 盾
香 港 向	百弗に付	1/4 盾
上 海 向	百兩に付	1/4 盾
厦 門 向	百弗に付	1/4 盾
「マニラ」向	百「ペソ」に付	1/4 盾
其他一般に百に付		1/8 盾

七、爲替相場

最近十箇年並に最近一箇年間月別による爲替相場を表示せば左の通りである。

蘭領印度對主要國爲替相場表

最近十箇年並に最近一箇年月別

パタピア和蘭商業銀行建相場  
出所蘭印統計年報並にパタピア商業會議所報告

年 月	阿姆斯特ダム電信爲替		倫 敦		紐 育		日 本		英 領 印 度		新 嘉 坡	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一九三〇年	100 3/8	100 1/4	111 5/8	111 3/4	249 1/5	249	233 1/2	233	91 1/8	90 7/8	120 5/8	120 1/2
一 月	100 1/4	100 1/8	111 5/8	111 3/4	250	249 3/4	233	233 1/4	90 7/8	90	120	120 5/8
二 月	100 1/4	100 1/8	111 5/8	111 3/4	250	249 3/4	233	233 1/4	90 7/8	90	120	120 5/8
三 月	100 1/4	100 1/8	111 5/8	111 3/4	250	249 3/4	233	233 1/4	90 7/8	90	120	120 5/8
四 月	100	100	111 1/2	111 1/2	249 1/2	249	233 1/2	233	90 1/2	90 1/4	120 3/8	120 1/8
五 月	100	100	111 1/2	111 1/2	249 1/2	249	233 1/2	233	90 1/2	90 1/4	120 3/8	120 1/8
六 月	100	100	111 1/2	111 1/2	249 1/2	249	233 1/2	233	90 1/2	90 1/4	120 3/8	120 1/8
七 月	100	100	111 1/4	111 1/4	249	249 3/4	233 3/4	233	90	90	120 1/4	120 1/8
八 月	100	100	111 1/4	111 1/4	249 3/4	249 3/4	233 3/4	233	90 7/8	90 7/8	120 1/8	120 1/8
九 月	100	100	111 1/4	111 1/4	249 3/4	249 1/2	233 1/2	233	90 7/8	90 7/8	120 1/4	120 1/8

蘭領印度に於ける金融狀況

十 月	100 "	100 "	100 3/4	100 1/4	248 3/4	248 1/4	24	23	90	9	200 "	100 3/4
十一 月	100 "	100 "	100 1/4	100 1/4	249	248 3/4	23 3/4	23 5/8	89 7/8	9 "	200 1/4	100 3/4
十二月	100 "	100 "	100 1/2	100 1/4	248 3/4	248 1/2	23	23 "	89 5/8	8 3/4	193 3/8	100 3/8
一九三〇 年	100 "	100 "	100 1/4	100 1/4	248 1/4	248 1/4	23	23 "	89 1/8	8 5/8	192 3/8	100 "
一九二九年	100 "	100 "	100 1/2	100 1/4	248 1/4	248 1/4	23	23 "	89 1/8	8 1/4	192 1/4	100 "
一九二八年	99 7/8	99 5/8	100 "	100 1/4	248 1/4	248 1/4	23	23 "	89 1/4	8 1/4	192 1/8	100 "
一九二七年	100 "	99 3/4	100 1/4	100 1/2	247 1/2	247 1/2	23 1/2	23 "	89 3/8	8 3/8	192 1/2	100 "
一九二六年	100 5/8	99 7/8	100 3/4	100 1/4	247 1/4	247 1/4	23 1/2	23 1/2	89 5/8	8 1/2	192 3/4	100 5/8
一九二五年	100 "	99 1/4	100 1/2	100 1/2	247 1/2	247 1/2	23 1/2	23 1/2	89 1/2	8 1/2	192 1/2	100 "
一九二四年	100 1/4	99 "	100 "	100 1/4	247 1/2	247 1/2	23 1/2	23 1/2	89 1/2	8 1/2	192 1/4	100 1/4
一九二三年	98 "	96	100 3/4	100 1/4	247	247	23	23 3/4	88 5/8	8 3/8	192 1/8	98 "
一九二二年	98	96 3/4	100 1/2	100 1/4	246 1/2	246 1/2	23 1/2	23 1/2	88 1/4	8 1/4	192 1/4	98
一九二一年	98 3/4	95 1/2	100 1/4	100	246 1/4	246 1/4	23	23	88 1/2	8 1/2	192 1/4	98 3/4

備考

平均比價 和蘭貨一〇〇盾一〇〇盾 英貨 一磅一二盾一〇仙 米 貨一〇〇弗一二四八盾 4/4 (パッチー) 日 貨一〇〇圓一二四盾 英領印度一〇〇留比一九〇盾七 新嘉坡貨一〇〇弗一二四盾 3/4

附、英領北ボルネオ金融概況

英領北ボルネオは一八八一年以來、英本國政府が英領北ボルネオ會社(本店倫敦)に當領支配權を賦與せし以來、今日迄同社の裁量により領内各般の統治が行はれ居れるが如き事情にして、一般制度未だ整備の域に達せず。

従つて、金融機關の如きも單に Harrison & Crossfield Co. が社内に銀行部を設けて、零細資金の送金、預金等銀行業務に従事し居れるも、事實上の庶民金融は、支那人貸金業者の高利資金(壹割五分見當)を仰ぐ状態にある。其間政廳は、財務局に State Bank を設けて短期の貸付をなし居れるも、當領在留邦人商社は主として農園(重に護謨)經營に従事し、借入金の如きもその性質上長期なることを要するを以て、現状に於ては未だ邦人の利用し得可きものとして擧げ得可きもの無し。

尙貨幣制度は全然英領海峽植民地の延長に過ぎず、即ち貳志四片を以て壹弗と定むる英領馬來の貨幣を其儘使用し居れるものなれば、外國爲替竝に相場of 建方に就ては、大體新嘉坡に於ける爲替に關する事項を其儘適用し得可き次第なり。

14.2,  
478

15927

25929

六 甲



1424  
478

26.7.2 =

終

